

でんさいサービス利用規定

本規程は、札幌中央信用組合（以下「当組合」といいます。）とでんさいサービス利用契約を締結した者（以下「利用者」といいます。）に適用します。

なお、本規程において使用する用語は、電子記録債権法並びに株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が定める「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程」および「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則」（以下「業務規程等」と総称します。）において使用する用語の例によります。

第 1 条（利用の申込み）

- 本サービスを利用するには、本規程および業務規程等の内容をご承諾のうえ、利用申込書および口座振替依頼書に必要な事項を記入して、当組合が定める必要書類とともに当組合に提出するものとします。
- 当組合またはでんさいネットの判断により不備等によって利用申込書の再提出を求める可能性があります。その場合、当組合の判断で不備書類の破棄を行う可能性があります。
- 本サービスを利用するにあたっては、当組合所定の方法による本人確認が必要となります。
- 本サービスのお申込みが当組合所定の方法によりなされた場合、当組合は、利用申込者（本条第 1 項または第 5 条第 1 項に基づき、利用のお申込みを行った者をいいます。以下同様です）の正当な権限者により適法かつ有効に本サービスのお申込みがなされたものとみなし、利用申込者は、本サービスお申込み後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。

第 2 条（利用者の資格）

- 利用者は、業務規程等に定める要件のほか、当組合のでんさいライトサービスを利用していない者でなければなりません。
- 債権者利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。
- 保証利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。
- 利用者が前各項の要件を充足する場合であっても、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。かかる場合、利用者は、当該当組合の判断について何ら異議を述べないものとします。

第 3 条（利用可能な預金科目）

利用者は、利用申込書により利用者名義の普通預金または当座預金を決済口座に指定するものとします。利用者は、第 11 条に規定する手数料の自動振替口座を指定するものとします。

第 4 条（サービスの内容）

- 利用者は、当組合を窓口金融機関として、次のサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用することができます。
 - 電子記録の請求
 - 電子記録等の開示
 - その他当組合が定めるサービス
- 利用者は、でんさいネットが定める業務規程等および当組合が定める本規程その他の規則に従って本サービスを利用するものとします。
- 利用者は、本規程を承認し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。
- 利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって、本サービスの利用契約以外の契約を当組合と締結いただく場合があります。
- 利用者は、当組合の営業時間内に限り、本サービスを利用できます。ただし、当組合が認める場合には、この限りではありません。
- 利用者が利用しようとする本サービスの内容や利用者による利用申込みの時期によっては、業務時間帯であっても、本サービスを利用できないことがあります。
- 利用日および利用時間については、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 本サービスは、システムの保守、業務規程等の変更その他の事情により、利用者の同意なく、一時的に停止され、または変更されることがあります。なお、その場合に生じた損害について、当組合はその理由の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。

第 5 条（債権者利用限定特約・保証利用限定特約）

- 利用者または利用者になろうとする者は、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約を申し込むことができます。
- 当組合は、当組合が必要と認めた場合に債務者利用停止措置をとることができます。この場合、業務規程等に基づき、当組合所定の期間を経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱います。
- 利用者は、当組合が認めたときは、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解約を申し込むことができます。
- 前項の債権者利用限定特約には、第 1 項に基づき同特約の利用申込みを行った場合のほか、第 2 項または業務規程等の定めにより債権者利用限定特約を

締結した利用者として取り扱う場合を含みます。

第 6 条（電子記録の請求）

- 利用者は、当組合所定の書面により電子記録を請求することができます。利用者は、請求した日の翌営業日に電子記録が行われることに同意します。
- 利用者は、電子記録が行われる日の前営業日前までに請求をした場合にかぎり、前項の請求において、電子記録が行われる日を指定することができます。
- 利用者は、自己と共同して請求する者が電子記録が行われる日を指定した請求をした場合、その日の前営業日前までに、当該請求を取り消すことができます。
- 利用者は、当組合が認める場合、債務者請求方式による発生記録および譲渡記録の請求権限を付与する相手方となる利用者を制限することができます。
- 利用者は、当組合が認める場合、債権者請求方式による発生記録および単独保証記録の請求権限を付与する相手方となる利用者を制限することができます。
- 利用者は、発生記録請求・譲渡記録請求・分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。

第 7 条（債権者請求方式による電子記録請求の諾否）

利用者は、業務規程第 27 条第 3 項に定める通知（業務規程細則第 21 条第 2 項又は第 23 条第 4 項において準用する場合を含む。）を受けた場合には、同条第 4 項に規定する期限の 2 営業日前までに、電子記録の請求又は電子記録の請求をしない旨を当組合を通じてでんさいネットに通知することができます。

第 8 条（請求制限）

利用者は、当組合所定の書面により申し込むことにより、自己が請求することができる電子記録の範囲を予め制限し、または当該制限を解除することができます。ただし、当該制限の解除は、当組合が認めた場合に限るものとします。

第 9 条(電子記録の通知)

- 当組合は、次の各号に掲げる電子記録がされた場合には、遅滞なく、当該各号に掲げる者にに対し、当組合所定の方法で、電子記録の内容を通知します。
 - 発生記録　債務者請求方式による場合には債権者、債権者請求方式による場合には債務者および債権者
 - 譲渡記録　譲受人
 - 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録　支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者
 - 保証記録　債権者
 - 変更記録（単独請求による変更記録を除く。）　当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者
 - 強制執行等の記録　債権者および債務者
- 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録の訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに当組合に対し、当組合が定める方法で通知するものとします。
- 利用者が利用者登録事項の変更届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当組合が行った通知または送付した書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 10 条（開示請求）

- 利用者は、当組合所定の書面により、でんさいネットに対して債権記録に記録されている事項および記録請求に際して提供された情報及びでんさい残高の開示を請求することができます。
- 当組合は、前項の請求を受けた場合、利用者に対して開示を請求された事項または情報を当組合所定の方法で開示します。
- 前 2 項に定める方法及び手続については、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第 11 条（手数料）

- 利用者は、本サービスの利用にあたって、当組合所定の日に当組合所定の月額基本料を支払うものとします。
- 利用者は、各サービスの利用にあたって、当組合所定の手数料（消費税等相当額を含む。）を予め指定された決済口座から支払うものとします。
- 当組合は、第 1 項の月額基本料および前項の手数料について、普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書または小切手等の提出なしに、決済口座から引落とします。
- 当組合は、第 1 項および第 2 項の手数料を利用者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当組合所定の方法により引落とします。
- 当組合は、本サービスにおいて、第 1 項および第 2 項の手数料の領収書の発行は行わないものとします。
- 利用者であった者その他の利害関係人が当組合に対して電子記録等に関す

る開示の請求をする場合には、当組合所定の手数料を支払わなければならないものとします。

第 12 条（口座間送金決済）

- 利用者は、債務者として利用する場合、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座に準備するものとします。
- 当組合は、利用者が発生記録の債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書または小切手等の提出なしに、当組合所定の時間に決済口座から引落しのうえ、債権者の決済口座宛てに払込み（債権者の窓口金融機関に対する払込通知の発信を含む。以下本条において同様とします。）を行います。かかる引き落としについて、領収書は発行しないものとします。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 決済口座において同一の日に複数のでんさいの支払がある場合またはでんさい以外の引落しがある場合は、当組合は、当組合所定の順序により引落しを行います。
- 利用者が呈示された手形、小切手および支払期日が到来したでんさい等の金額が普通預金または当座勘定の支払資金をこえるときは、当組合は、手形および小切手の支払い義務を負わず、かつ、口座間送金決済を行いません。ただし、当組合は、当該手形、小切手またはでんさいの一部を任意に指定して支払うことができるものとします。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合における債権者の口座への払い込みは、翌営業日に行います。
- 当組合は、でんさいの一部のみの口座間送金決済を行いません。

第 13 条（過振り）

- 前条第 4 項の規定にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手およびでんさい等の支払をした場合には、利用者は、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払うものとします。
- 前項の不足金に対する遅延損害金の割合は年 14.5％（年 365 日の日割計算）とし、当組合所定の方法によって計算します。
- 第 1 項により当組合が支払をした後に普通預金または当座勘定に受入れまたは振り込みされた資金は、同項の不足金に充当します。
- 第 1 項による不足金、および第 2 項による遅延損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。

第 14 条（口座間送金決済の中止）

利用者は、支払期日の前営業日前までに、当組合所定の書面により、当組合に対して口座間送金決済の中止の申出をすることができます。

第 15 条（異議申立）

- 当組合は、債務者の決済口座からでんさいの決済資金を引き落とせない事由が生じた場合、その事由をでんさいネットへ通知するものとします。
- 前条の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、支払期日の前営業日前までに、当組合所定の書面により、当組合を通じてでんさいネットに対し、異議の申立（以下「異議申立」といいます。）をすることができます。
- 異議申立は、前項の債務者が、支払期日当日の午後 2 時までに、申出の対象とするでんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当組合に預け入れなければならないことができません。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合には、この限りでありません。
- 第 2 項の債務者は、異議申立預託金を現金で預け入れるものとします。ただし、当組合が認める場合は、この限りではありません。
- 支払不能事由が不正作出である場合には、利用者は当組合所定の書面により、でんさいネットに対して、異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。この場合、利用者は、当組合の請求により、異議申立預託金の預け入れの免除に関する審査に必要な資料をご提出いただくことがあります。

第 16 条（利用者登録事項の変更）

利用者は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当組合に対して当組合所定の書面により変更の内容を届け出るものとします。本条に従い利用者が届け出た内容に基づく変更登録の処理が完了する前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 17 条（個人である利用者が死亡した場合の取扱い）

- 利用者が死亡した場合には、相続人等の代表者が当組合に対し、当該代表者が当該利用者の地位を承継したことについての他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出するものとします。
- 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付するものとします。
 - 被相続人が死亡したことを証する書類

- 相続人の戸籍事項全部証明書、印鑑登録証明書
- でんさいネットが指定する書類
- その他当組合が指定する書類

3. 相続人等は、第 1 項の届出書を提出した後、当組合所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第 18 条（利用者の合併および会社分割の取扱い）

- 利用者の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継した利用者は、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。
- 前項の場合には、利用者は、前項の届出後、当組合所定の審査、手続が完了した後でなければ、本サービスを利用できないことがあります。

第 19 条（利用者による解約）

- 利用者は、当組合所定の方法により、当組合に対して本規程に係る契約の解約の申出をすることができます。
- 前項の解約は、当組合が、利用者を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したときに、その効力を生ずるものとします。なお、本サービスの利用にかかる未払いの手数料等（以下「未払手数料等」といいます。）がある場合、利用者は当組合所定の日に所定の方法により未払手数料等を支払うものとします。

第 20 条（当組合による解除等）

- 当組合は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に事前に当組合所定の方法で通知したうえで、本規程に基づく契約を解除することができます。
 - 業務規程等に定める解除事由に該当した場合
 - 第 2 条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 本規程に違反した場合
 - 解除の通知の 3 か月以上前に解除の予告をした場合
 - その他当組合が前各号に準ずると認めた場合
- 当組合が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。この場合、未払手数料等があれば、利用者は所定の期日にかかわらず、通知が到着次第直ちに未払手数料等を支払うものとします。なお、解約の効力は、利用者に通知が到着し、かつ当組合およびでんさいネットの所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当組合は通知の発信後、解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとし、利用者は解約の効力が生じるまでの間に本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には即時に支払うものとします。
- 本規程に係る契約が解約または解除された後も、本規程第 27 条（利用者情報の取扱い）、第 28 条（機密保持）、第 30 条（免責）、第 32 条（関係規定の適用・準用）から第 35 条（準拠法・合意管轄）までの規定はなお効力を有するものとします。なお、当組合は、利用契約が解約または解除等により終了した場合には、その時まで各種請求等の処理が完了していない取引依頼について、その処理をする義務を負わず、またそれによって生じた損害についても責任を負いません。

第 21 条（破産手続開始決定等の届出）

利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程第 20 条に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。

第 22 条（でんさいライトサービスから本サービスへの移行）

当組合のでんさいライトサービスから本サービスへの移行希望者は、当組合所定の手続きに則り、申込みを行うことができます。

第 23 条（信託の電子記録）

当組合の本サービスでは信託の電子記録を取り扱わないことから、利用者が信託財産の受託者としての利用をすることはできません。

第 24 条（電子記録の訂正等の届出）

利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録を訂正または回復すべき事由その他業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当組合所定の方法により、当組合に直ちにその旨を届け出るものとします。

第 25 条（利用可能な文字）

- 決済口座等における利用者の名称もしくは氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更することがあります。
- 利用者は、利用者または他の利用者の名称または氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合において、でんさいネットが指定する文字等で記録されたときに異議を述べることができないものとします。

でんさいサービス利用規定

第 26 条（禁止行為）

- 利用者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
- 利用者は、本規程に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。また、当組合は、利用者が本サービスにおいて次の各号に掲げる行為のいずれかを行い、または、そのおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
 - 公序良俗に反する行為
 - 犯罪的行為に結びつく行為
 - 他の利用者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
 - 他の利用者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - 他の利用者または第三者に不利益を与えるような行為
 - 本サービスの運営を妨げるような行為
 - 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
 - 当組合の信用を毀損するような行為
 - 風説の流布、その他法律に反する行為
 - 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
 - その他、当組合が不適当・不適切と判断する行為

第 27 条（利用者情報の取扱い）

- 当組合は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規程に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
- 当組合は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第 1 号から第 3 号までの利用とします。また、本項第 4 号から第 9 号の目的のために利用できる利用者情報は、当組合の利用者に関するものに限ることとします。
 - でんさいネットから委託を受けた参加金融機関業務を適切に遂行するため
 - でんさいの円滑な流通の確保のため
 - 参加金融機関の与信取引上の判断のため
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
 - 本サービスの申込みの受付および継続的な取引における管理のため
 - 利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
 - ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - その他利用者との取引を適切かつ円滑に履行するため
- 当組合は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネットおよび第三者に対して利用者情報を提供し、利用者は当該提供について同意するものとします。
- でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、利用者は当該提供について同意するものとします。
- でんさいネットまたは参加金融機関は、他の利用者または債権記録に記録されている事項もしくは記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、業務規程等に基づき、次に掲げる事項を開示し、利用者は、当該開示について同意するものとします。
 - 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
 - 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
 - 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
 - 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座情報を含む）
 - 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - 支払不能事由に係る情報
 - 異議申立の有無に係る情報
 - 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消に係る情報
 - その他業務規程および業務規程細則で開示の対象となる情報

第 28 条（機密保持）

- 利用者は、本サービスによって知り得た当組合および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 29 条（通知等の連絡先）

- 当組合は、利用者に対し、取引依頼内容等その他本サービスに関して通知・照会・確認をすることがあります。その場合、でんさいネットまたは当組合に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- 当組合が利用者にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つ

に対して、発信、發送し、または送付書類を發送した場合には、届出事項の変更を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 当組合の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害並びに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 30 条（免責）

- 当組合は、決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とし、利用者は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関する利用者の意思を表示した書面であるものとみなします。
- 当組合が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 本人確認手続において、当組合が、本サービスの依頼者が利用者本人であることを確認できず、その結果、依頼の受付手続を行わないことにより利用者において何らかの損害が生じても、当組合は、その損害については責任を負いません。
- 当組合以外の金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当組合は責任を負いません。
- 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当組合が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことにより利用者の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当組合の店舗における爆破、不法占拠、法令もしくは法令にもとづく行政官庁の処分、当組合の責めに帰すことのできない行政官庁の処分又は裁判所等公的機関の措置等の事由により利用者に生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 本サービスを通じてなされた利用者 と当組合間の通信の記録等は、当組合所定の期間に限り当組合所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当組合がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む。）、当組合は利用者の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 当組合は、でんさいネットとの間の業務委託契約の解除または業務停止措置等により利用者に生じた損害について、責任を負いません。
- 本サービスにおいて、書面請求の内容その他利用者の依頼内容または本サービスの利用に際し利用者から当組合に提供された情報の内容に誤謬、欠落または不備があること、決済口座が解約されまたは業務規程等の定めに従いその利用が制限されていることその他の事由に起因して、利用者に生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 当組合は、業務規程第 10 条、第 11 条第 6 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 56 条および業務規程細則第 36 条第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項、第 42 条第 5 項並びに前各項に規定する損害以外の当組合の業務に関して利用者に生じた損害について、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 31 条（でんさいの活用）

- 利用者は、当組合に対し、別に締結する信用組合取引約定書のほか各関連規程等に基づき次に掲げる与信取引の申込みをすることができるものとします。
 - 当組合所定の手続により、でんさいの割引を行う与信取引
 - 当組合所定の手続により、でんさいに担保を設定する与信取引
 - 当組合所定の手続により、でんさいを利用した融資を行う与信取引

第 32 条（関係規定の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定または振込規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規程との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規程が優先的に適用されるものとします。

第 33 条（規程等の変更）

当組合は、本規程を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した

場合、変更後の規程を承認したものとみなし、当組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、変更の告知については、ホームページ掲載等により行います。

第 34 条（業務規程等による取扱い）

- 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
- 災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 12 条 2 項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても普通預金または当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第 35 条（準拠法・合意管轄）

- 本規程は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。
- 本規程に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以　上



2025. 11(タ共 274)